

## 大阪市告示第441号

平成 29 年大阪市告示第 1389 号（大阪市契約規則第 3 条第 1 項第 7 号に規定する別に定める契約に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

大阪市長 横山 英 幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
大阪市契約規則(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)第 3 条第 1 項第 7 号に規定する別に定める契約は、次のとおりとする。 〔(1)・(2) 略〕 別表 〔表 別紙 2 挿入〕	大阪市契約規則(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)第 3 条第 1 項第 7 号に規定する別に定める契約は、次のとおりとする。 〔(1)・(2) 同左〕 別表 〔表 別紙 1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(契約管財局契約部制度課)

[別表 別紙 1]

局長又は区長	契約の種類
デジタル統括室長、 <u>経済戦略局長</u> 、 <u>万博推進局長</u> 、総務局長、市民局長、財政局長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、環境局長、都市整備局長、建設局長、大阪港湾局長、消防局長及び教育長	[同左]
その他の局長及び区長	[(1)・(2) 同左]

[別表 別紙 2]

局長又は区長	契約の種類
デジタル統括室長、 <u>経済戦略</u> <u>局長</u> 、総務局長、市民局長、 財政局長、福祉局長、健康局 長、こども青少年局長、環境 局長、都市整備局長、建設局 長、大阪港湾局長、消防局長 及び教育長	[略]
その他の局長及び区長	[(1)・(2) 略]